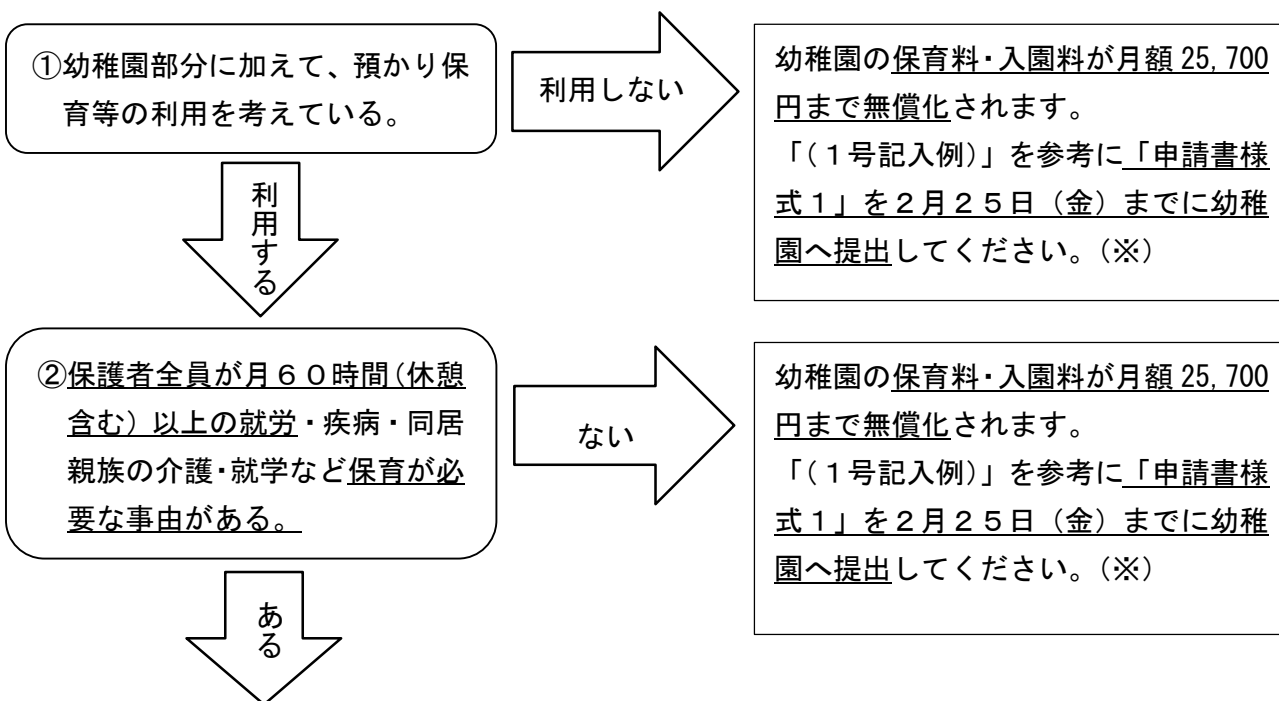


令和4年4月に幼稚園入園を予定されている
児童の保護者様

幼児教育の無償化のための申請手続き等について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。
無償化の対象となるには、認定の手続きが必要となりますので、下記のフローチャートを参考に
手続きを行っていただきますようお願いいたします。



※各幼稚園において、個別の提出期限を設けられる場合がありますので、幼稚園からの案内に合わせて提出をお願いします。

お問い合わせ先
〒619-0285 精華町南稲八妻北尻70番地
精華町教育委員会 学校教育課(役場庁舎3階)
TEL: 0774-95-1906

幼児教育・保育の無償化の実施方法等について（幼稚園部分）

1. 幼児教育・保育の無償化の実施による入園料・保育料の無償化について

私立幼稚園（子ども・子育て新制度に未移行の幼稚園）及び国立大学附属幼稚園に就園する子どもがおられる保護者については、満3歳より月額25,700円（国立大学附属の場合は月額8,700円）を上限として入園料・保育料が無償化の対象となります。無償化に関する給付は、子ども及びその保護者が在住する市町村が行います。

2. 無償化の対象及び限度額について

入園料・保育料が対象となります。給食費や日用品費などの諸経費は対象となりませんので、これまで通り各幼稚園から徴収があります。

無償化の限度額は入園料と保育料を合わせて、月額25,700円までとなります。入園料については、在園月数で割って1月当たりの額を算出します。この1月当たりの入園料と月額の保育料を合わせた額が無償化の対象となります。入園料が無償化の対象となるのは、入園料の支払いがあった初年度のみとなります。

<例>①保育料（月額）：25,000円、入園料（年額）：60,000円、1年間在園の場合
60,000円÷12ヶ月＝5,000円（月額換算した入園料）
25,000円＋5,000円＝30,000円 > 25,700円
→無償化対象額：25,700円

3. 無償化の実施方法について

精華町では、法定代理受領による給付により、無償化を実施します。

この方法では、月額25,700円を上限として、幼稚園から保育料は徴収されません。保育料相当額については、精華町から幼稚園に給付されることとなります。保育料等の月額が無償化の上限額を超える場合については、その差額が徴収されることとなりますのでご注意ください。

(1) 幼稚園の保育料（月額）＋入園料（月換算額）が25,700円以下の場合

・幼稚園から保育料等の徴収はありません。

(2) 幼稚園の保育料（月額）＋入園料（月換算額）が25,700円を超える場合

・幼稚園から保育料等と25,700円の差額の徴収があります。

<例>①保育料（月額）20,000円の場合

→無償化の上限額以下のため、保育料等の徴収はありません。

②保育料（月額）28,000円の場合

→無償化の上限を超えているため、差額の2,300円が徴収されます。

※①②いずれの場合にも、給食費等の諸経費については、これまで通り徴収があります。

※無償化の実施方法については、基本的には上記のとおりですが、幼稚園の個別の事情により、一旦保育料を徴収した上で、後日に返還される場合もあります。詳しくは幼稚園にお問い合わせください。

※すでに入園料を支払っている場合の入園料の無償化の方法（無償化相当額の返還方法等）については、各幼稚園にお問い合わせください。

幼児教育・保育の無償化の実施方法等について（預かり保育部分）

（預かり保育の無償化を申請しない方は確認不要です）

1. 預かり保育の無償化について

幼稚園で預かり保育を利用されている場合、保育の必要性の事由の条件を満たし、**施設等利用給付認定（2号）又は（3号）の認定を受ければ、預かり保育についても無償化の対象となります。**

対象年齢児	生年月日	認定の区分	所得制限
5歳児	H28(2016).4.2～H29(2017).4.1	2号認定	なし
4歳児	H29(2017).4.2～H30(2018).4.1		
3歳児	H30(2018).4.2～H31(2019).4.1		
満3歳児	満3歳到達日～R2(2020).4.1	3号認定	住民税非課税世帯のみ

2. 保育を必要とする事由について

預かり保育についても無償化の対象となるためには、保護者全員について、以下の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

また、それぞれの事由に応じた証明書等の書類が必要となります。

保育を必要とする事由	支給認定の有効期間
就労（※1）（自営業・内職含む）	小学校就学前まで
妊娠・出産	産前・産後各8週間（※2）
疾病・障害	小学校就学前まで
同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護	
災害復旧	
求職活動（起業準備を含む）	90日間（最大）
就学（職業訓練を含む）	卒業（終了）予定日の月末まで
虐待・DV	小学校就学前まで
その他	精華町が認める期間

※1 就労していても、月を単位とした就労時間が60時間以上労働することを常態としていない場合は、**保育を必要とする事由に該当しません。**

※2 産前・産後各8週間には、産前8週目の日の属する月の1日から、産後8週間目の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。

3. 預かり保育の無償化の実施方法等について

国の規定により、1日の限度額は450円、1月の限度額は、2号認定が11,300円まで、3号認定が16,300円までとなっています。

給付方法は償還払いにより実施します。

保護者の方は、これまで通り幼稚園に預かり保育料を支払っていただきます。その後、精華町に対して無償化の対象となる預かり保育料を請求していただき、精華町から無償化の対象となる額を直接、保護者の方の振込先口座に支払います。

●**預かり保育の無償化に関する詳細については、各幼稚園及び精華町教育委員会学校教育課窓口で配布している「施設等利用給付認定（2・3号認定）の手続きについて」をご確認ください。**